



同時発表

大阪市

令和6年10月31日14時00分

近畿地方整備局

大阪国道事務所

しりなしがわばしそくほ どうきょう
国道43号尻無川橋側歩道橋が指定緊急避難場所となりました
～国道の高架区間等を指定緊急避難場所として活用～

切迫している南海トラフ地震や激甚化する豪雨災害などに備え、津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、大阪市と大阪国道事務所は、国道43号尻無川橋側歩道橋を指定緊急避難場所として活用するために調整を進めていました。

この度、大阪国道事務所による国道43号尻無川橋側歩道橋の耐震補強工事が完了したことにより、大阪市が指定緊急避難場所として指定しました。

令和6年10月31日に、大阪市が以下の施設を災害対策基本法第49条の4の規定による指定緊急避難場所に指定しました。

名 称：一般国道43号 尻無川橋側歩道橋
所 在：大阪府大阪市大正区泉尾六丁目～大阪府大阪市港区南市岡町三丁目
使用部分：歩道部分 442 m²
避難可能人数：442名
避難できる災害の種類：津波、洪水

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、大阪府政記者会、大阪市政記者クラブ

<問合せ先>

(国道(国管理)施設について) 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所
副所長 宮井 達也
管理第二課長 明知 顕三
電話:06-6932-1421(代表)

(指定緊急避難場所について) 大阪市 危機管理室 危機管理課 防災計画担当
電話:06-6208-9850(直通)

国道43号尻無川橋側歩道橋の指定緊急避難場所の指定

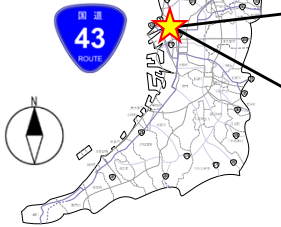
しりなしがわばそくほどうきょう

指定緊急避難場所とは、

津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を言います。

《位置図》

大阪府



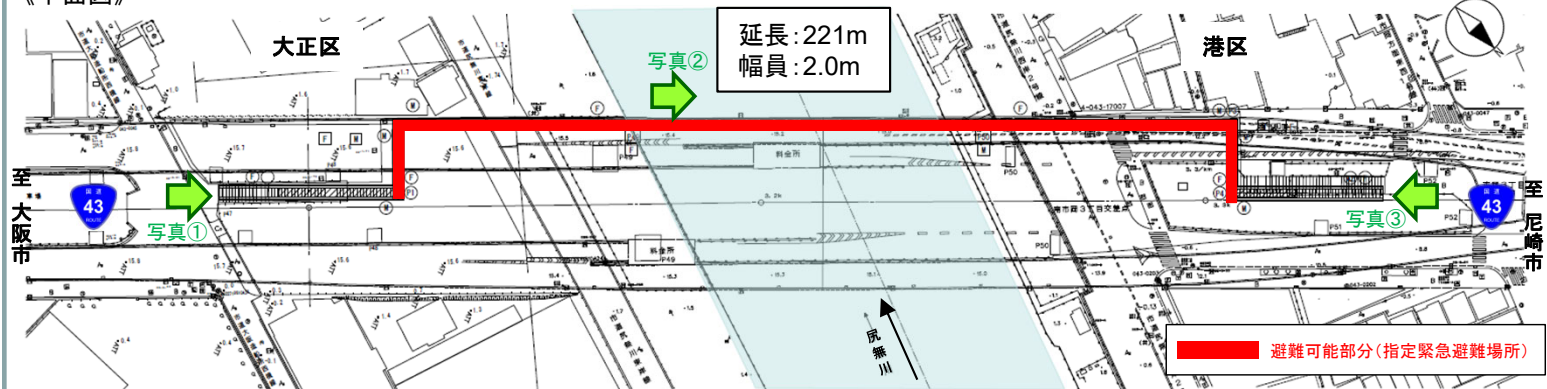
津波浸水想定区域(想定最大規模)



(出典)重ねるハザードマップ(国土地理院)

尻無川橋側歩道橋の耐震対策を行い、津波・洪水災害時の指定緊急避難場所として活用

《平面図》



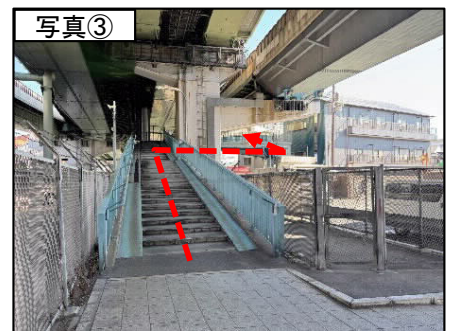
《写真》尻無川橋側歩道橋



階段部(大正区側)



避難可能部分(指定緊急避難場所)



階段部(港区側)

避難可能人数
442名

《大阪国道事務所》

防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム

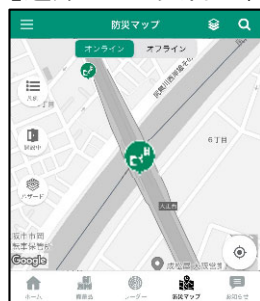
尻無川橋側歩道橋の耐震対策を実施



《大阪市》

水害発生時の避難施設として、大阪市ホームページ、マップナビ おおさか、大阪防災アプリに掲載

【避難できる災害の種類: 津波、洪水】



大阪防災アプリ (イメージ)



津波避難場所
Tsunami Evacuation Area
海嘯避難場所 / 해일대피장소

津波避難場所表示板 (イメージ)